

令和6年度

釜戸小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和6年3月改訂版

はじめに

ここに定める「釜戸小学校いじめ防止基本方針」は、平成29年3月に改定された「いじめ防止対策推進法」をうけ、平成30年1月に改定された「瑞浪市いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題の基本的な方針

(1) 基本理念

「いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくる。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権意識を高めます。
- 校内に児童と児童、児童と教員をはじめとする温かな人間関係を築き、いじめの未然防止に努めます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(2) いじめとは

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

被害を受けた児童が「いじめ」と感じたら、それは「いじめ」と考える。

(3) いじめの特質

- ①いじめは、目に見えにくいものである。
- ②いじめは、人に相談しにくいものである。
- ③いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうるものである。
- ④いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様である。
- ⑤いじめられる側とそれ以外の者の認識が違っていることがある。
- ⑥「観衆」や「傍観者」と呼ばれる第三者が関係していることがある。
- ⑦いじめは複雑化・深刻化すると人の命に関わる。

(4) いじめ克服3原則

- ①教師がいじめに正面から向き合う
- ②いじめを複雑化・深刻化させない
- ③早期発見・早期対応・早期解決

2 いじめを未然に防止するために

(1) 児童に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識を醸成する。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・道徳の時間や学級活動での指導を通して、思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切にすることを育む。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導を充実する。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることはいじめをしていることにつながることや、いじめを見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは**友達を助けること**であり、決して悪いことではないことも併せて指導する。
- ・いじめに関する講話を行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、いじめに気づいた時は、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

(2) 学校全体として

- ・教員が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・いじめに関するアンケート調査を月に1回実施し、その結果と児童の様子の変化などについて教職員全体で共有する。
- ・いじめ問題に関する校内研修を行い、いじめについての本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いじめ問題に関する児童会としての取組を行う。(やさしさ集会)
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童や保護者からの悩みやいじめの問題の訴えを共感的な態度で受け止める。
- ・いじめの構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告、学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・瑞浪市「いじめ『克服』のために」を活用し、職員個々のいじめ問題対応に関する意識を常に高く保てるようにする。

(3) 保護者・地域に対して

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応について啓発を行う。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、授業参観日の道徳の授業、評議員会等で伝えて、理解と協力を依頼する。
- ・情報機器を活用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

3 いじめを早期発見するために

- ・ 日常の学校生活（授業、休み時間、給食の時間、クラブ活動、掃除の時間、学校・学年行事の時間、登下校時等）で、特に気をつけて児童の動きをみるチェックポイントを決定し、全教職員で問題の早期発見に心がける。
- ・ 家庭や地域での生活で、特に気をつけて児童の動きをみるチェックポイントを決定し、内容を保護者や地域の指導者に知らせ、早期発見のための連携を密にとる。
- ・ 定期的に「心の悩みアンケート」を実施し、実態を探る。

<つかむ>

- ・ 学校は、本人や保護者のいじめ問題の訴えを共感的な態度で受け止める。
- ・ 学校は、社会教育団体等の指導者や地域の人々からのいじめの情報を誠意をもって受け取る。
- ・ 教師は、「いじめは常に存在する」という危機意識をもって児童に接する。
- ・ 教師は、いじめに関するどんな噂も聞き逃さないよう児童に接する。
- ・ 心の悩みアンケート等を月に1回程度実施し、児童の悩みの把握に努める。（いじめ問題の実態把握）

4 いじめに対して早期に対応するために

①管理職への報告

- 緊急事態の意識をもち、報告を最優先する。
- 管理職（校長・教頭）へ報告する。
- 情報提供者に迷惑がかからない配慮をする。

②対応体制の確立

- 校長（教頭・生徒指導主事）を中核に、事案に応じて柔軟な対応体制を確立する。
- 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を、個人名レベルで明確にし、確実に把握できるようにする。

③事実関係の把握

- 聞き取るべき内容・留意すべき内容を確認する。
- 被害者・加害者・関係者（観衆・傍観者）を個別に、できるだけ同時進行で行う。
- 聞き取り途中での情報集約をし、ズレや秘匿を極力減らして、全体像を把握する。

④対応方針の決定

- 被害者の安全や保護を最優先にし、緊急度を確認する。
- いつ・誰が・どのように対応するのかを決め、全教職員に周知し、迅速に解決に向け対応する。

5 校内体制について

- ① いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ問題対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、二部長、教育相談担当、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクール相談員、主任児童委員、医師、人権擁護委員 等

- ② 役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ③ いじめの相談があった場合には、当該担任に加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有する。
- ④ 学校評価においては、年度毎の取組において、アンケート調査、教職員の評価等を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

*毎週木曜日打ち合わせ時に、近々の事案について共通理解を図るための交流を持つ。

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施(事例研修、前年度までの取組確認等) ・PTA総会で「方針」説明 <p><u>※校内関係者のみによる「いじめ問題対策委員会」は4月当初から随時実施</u></p>	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・職員会議での児童の様子交流 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート・生活アンケート（記名式）の実施（家族でアンケート）、 ・個別相談の実施 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・職員会議での児童の様子交流 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・職員会議（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・Webページ等による取組経過等の報告 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・職員会議での児童の様子交流 ・<u>いじめ未然防止に向けた始業式での話</u>（担当教諭） 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・職員会議での児童の様子交流 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート・生活のアンケート（記名式）の実施（家族でアンケート） 個別相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組） ・職員会議での児童の様子交流 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」 	冬季休業中の指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ問題対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・職員会議での児童の様子交流 	第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・いじめ未然防止に向けた始業式での話（担当教諭） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート・生活のアンケート（記名式）の実施（家族でアンケート）、個別相談の実施 ・学校運営協議会 ・職員会議での児童の様子交流 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩みアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 ・「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査(国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

7 いじめを確実に解決するために

①被害者・保護者に対して

○徹底して被害者の立場に立って対応する。必要に応じて、スクールカウンセラーや専門医の支援を得る。

②加害者・保護者に対して

○いじめを行った動機や気持ちにしっかりと目を向けさせ、加害者の今後の生活についても前向きに取り組ませる。

③観衆・傍観者に対して

○いじめは被害者と加害者だけの問題ではなく、周りの者の態度によって助長されたり、抑止されたりすることを指導する。

④PTAや保護者・地域との連携

○周囲の多くの大人たちにも危機感をもち、温かい目で連携して見守るという意識をもてるようにする。

8 いじめの解消について

次の2つの要件が満たされていることをもって、「いじめが解消している」こととする。

①「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む）」が少なくとも3ヶ月以上は止んでいること。

②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

9 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

①いじめの事実を確認した場合の瑞浪市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、瑞浪市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。

- ②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進める。
- ③いじめ問題への対応においては、関係機関（警察、子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、市の関係部局等）との適切な連携を図る。

10 資料の保存期間について

- ①アンケート原本（データ可）の保存期間は、当該児童が卒業するまでとする。
- ②アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年間とする。

11 重大事態への対応について

重大事態とは、以下の疑いがある場合「重大事態」と認定する。

- ①いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- ③児童や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申立てがあったとき

上記のような案件が発生した場合には、直ちに瑞浪市教育委員会に報告する。